

ることとしております。

第二に、特定融資枠契約に係る制度のあり方については、この法律の施行後二年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山口委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長乾文男君、内閣府政策統括官小林勇造君及び文部科学省研究開発局長今村努君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。増原義剛君。

○増原委員 自由民主党の増原でございます。初めてこの財務金融委員会で質問に立たせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

何か参議院の本会議があるようでございます。通告をいたしました質問の順序を少し変えて質問いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、平成十三年度の予算に關します前宮澤大臣の所信表明で、この予算編成、この予算によりまして自律的な景気回復の実現に向けて十分な対応を行っているというふうに述べられておりますが、今もそのお考えに変更はないかどうか、同じかどうかお聞きしたいと思っております。

○村上副大臣 増原委員の御質問にお答えし

ます。

今の御質問は、宮澤財務大臣の財政演説、それからまた塩川財務大臣も実は同趣旨のことを述べておりまして、平成十三年度の予算においては、平成十一年度以降三年連続高水準の公共事業関係費を確保するとともに、公共事業関係費の予備費三千億を計上しております。こういう公共事業等、年度を通じまして、景気の下支えを、効果が切れ目なく行えるように、円滑かつ着実な執行に努めていきたいというふうにまず考えております。

それから二番目は、やはり何といたしても、今国民の皆さん方が、バランスシートの調整のおくれやまた将来に不安がございまして、いま一つ本格的な景気の回復がございまして、そういう面におきまして、常日ごろ申し上げておりますように、不良債権の処理と財政の構造改革とそれから経済の構造改革を、一石三鳥ではございませんが、同時進行的に、やはり景気をにらみつつバランスよくやっていくということが必要だと考えております。

そのような、小泉総理が申し上げておりますように、構造改革なくして景気対策なしということ、その三点を着実に不退転の覚悟でやっていくということと考えております。

いずれにしても、そのような円滑なる予算の執行とそういう構造改革とをバランスよく組み合わせて、自律的回復軌道に乗せるように全力を尽くすという考え方でやっております。

○増原委員 どうもありがとうございます。

今申されましたように、景気対策をして、その次に、景気が十分よくなってから財政構造改革に入る、あるいは構造調整に入るというのは、私はやはりおかしいんだらうと思っております。構造調整、構造改革なくしてやはり真の意味の景気の回復というものはないと私は思っております。その点では小泉総理と同じような見解を持っておりまして、そういう意味で、構造調整、構造改革と並行しながら、一方で景気に対して十分な目配りをしていく必要があるのではないかなと思っております。

それとの関連で、時間の都合上ちょっと飛ばしまして、平成十四年度の新発債の発行額を三十兆円以内に抑えることを目標として頑張るといふように小泉総理は言われておりますが、「財政の中期展望」でございますが、これとの格差はかなり大きいものがあると思っております。

一定の仮定のもと機械的な計算でのごとくありますので、必ずしもそれが実際の予算編成とマッチするとは思いませんが、いわゆる公債金を見ましても、五兆円ふえておるわけでございます。三十三兆三千億。これを三十兆円以内に縮めるといふことになりまして、やはり相当な努力が要るのではないかと申し上げます。

例えば公債費、これも少し、三・二％の十年債の金利で計算したらと一定でございますが、これで一・六兆円。地方交付税等で二兆七千億、これは大変なものでありまして、いろいろな理由があるようでありまして、これはやはり、ここらあたりにつきましても聖域なく全部見ていかないとにはとてもできるものではない。一般歳出はわずかに八千億の増でありますので、そういう意味で、地方交付税制度も含め、あるいは防衛、教育、福祉、いろいろな分野を本当の意味で聖域なく見

ていただきたいと思っております。

そうした中で、歳入を見てみますと、税収はほぼ横ばい、これは郵貯の満期が到来する分の影響のようでありまして、その他の収入もほぼ横ばいでありまして、歳出の増を丸々先ほど申し上げましたような公債金で、五兆円で調達するというふうになっております。

そういう意味で、この中期展望、機械的なものであるにせよ、三十兆円以内におさめるといふ目標は非常に難しいだらうと思っておりますが、そこらあたりで、歳入歳出面におさましてこれからのような施策を打っていかれようと思っております。

○村上副大臣 お答えいたします。

増原委員の御指摘のとおりでございます。非常に変であると思っております。まず、我々が考えてお

すのは、三十兆円以下に抑えるということになりますと、三兆三千億以上ということでありまして、橋本内閣のときの財政改革よりも私はまず厳しいと考えております。

まず我々が取り組まなきゃならないのは、歳出の徹底した見直しをやるしかない。先ほど来おっしゃっているように、やはりどうしてもポイント

は社会保障、公共事業、地方と国のあり方、この三つだと思っております。そういうものの徹底した重点化、効率化に取り組んで、どのように具体的にやっていくかということ、景気に与える影響も加味しながら、どこを削り、どこをやりながらやるか、そしてまた、先ほど来申し上げているように、そういう歳出のフレームワーク、構造をどういう形にしたら将来的に持続的に社会保障が機能していくか、そういうことを全体的に、鳥瞰図的に見ながら、今後しっかりと皆さん方と議論を詰めるがらやしていきたい、そのように考えております。

○増原委員 どうもありがとうございます。

参議院の本会議の方もよろしくでございます。

それでは、その次でございますが、いわゆるプライマリーバランスの確保に向けて頑張るといふ中長期目標があると思うのでございますが、経済財政諮問会議も含めて、今では内閣府になるのでしょうか、旧経済企画庁のモデルを使って試算をしてそれを出していくというふうに使われておりますが、中長期的なものももちろんでございますが、当面の目標というのでしょうか、スケジュールというのでしょうか、経済、財政全体に対する構造的な取り組みについての日程、スケジュールがわかりましたらお話をいただけたらと思

います。

前の宮澤財務大臣に予算委員会でお聞きしましたところ、あれが二月の段階でしたが、三カ月ぐらいすれば大体あらあら出るのではないかといいふうな話もあったやに記憶しておるのでございますが、その辺はいかがでございますでしょうか。

○小林政府参考人 お答えいたします。

現在、経済財政諮問会議におかれまして、いわゆる骨太の方針ということで、構造改革の基本方針を審議中でございまして、これがまず六月末に取りまとめる予定で審議を行っている状況でございまして。

御質問の中期的な経済、財政の姿を明らかにするための作業、これも並行して行っておりますが、この中期の問題につきましては、次の経済財政諮問会議の大きな作業でございまして平成十四年度の予算の基本的な方針というものをことしの十一月ぐらいまでの作業としてやる、その作業にあわせて中期モデルを作成していろいろな経済の姿を明らかにしていくということで現在予定をしております。

○増原委員 小林政策統括官のお答えは大体わかりましたが、できるだけ早く国民の前にこれを示すことが、将来に対する不安の払拭というのでしょうか、懸念の払拭に役立つものと私は考えておりますので、その点御留意いただきたいと思っております。

そうした中で、今年度の政府の経済見通しであります、名目一・一、実質一・七だったでしょうが、そういうふうに見直しを立てられておりますけれども、先ほどの景気の、経済の自律的な回復という観点からすれば、確かに経済見通しでは民間消費が実質で一・五ですか、そして民間設備投資が三・八、いわゆる寄与度でいいますと民間の寄与度が一・五ということで、このあたりまでいけばある程度自律的な回復というふうに見えるのではないかとありますが、昨今の経済情勢を見ておりますと、どうもこれは危ないのではないかと、絵にかいたもちではないかというふうな懸念も持っております。

そうした意味で、今後政府の経済見直しを実現していく上で申しませうか、最も懸念される要因はどのようなものがあるか、また、それへの対応はどうかということにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○小林政府参考人 我が国の経済の現状を見ます

と、御指摘のございましたように、景気はさらに弱含んでいるという現状がございまして。先行きにつきましても、さまざまな懸念材料が出てきているというのが正直なところでございまして。

一つは、今回の日本の経済が弱含んできた直接のきっかけになったアメリカの景気が一体どうなるのか。現在、アメリカも減速を続けておりますが、これがいつごろから立ち上がってくるのか、これが一つやはり大きなリスク要因になっております。

それから、もう一つは日本の経済でございまして、物価が下がってデフレの状況が続いておりまして、したがって、企業収益も急激に鈍化しているというふうな状況の中で、私も一番懸念しておりますのは、最近の機械受注を見ますと、設備投資の先行きがかなり鈍化してくるのじゃないかな、こういうことが大変懸念されているわけでございまして。

私もとしては、こういう日本経済の脆弱性の背景には、やはり不良債権を初めとするさまざまな構造問題があるんだ。そこで、先ほども申しましたが、現在、緊急経済対策でこの不良債権問題の処理をするというのを決定しております。これは金融庁を初めとして着々と進んでいると思っております。さらに構造改革問題全般の方針として、現在、経済財政諮問会議で六月末を目途に基本方針をつくっていつて構造改革を断行するというのを考えているわけでございまして。

○増原委員 どうもありがとうございます。ただ、先般もこの委員会で緊急経済対策に関連する法案を可決したわけでございまして、いわゆる株式市場の環境整備であったりするわけであります。いわゆる即効性があるというのでしようか、そういうものでは必ずしもないように思っています。

また、これまでバブル崩壊後十年来てつてまいりました各種のマクロ的な経済政策、減税とか公共事業の追加であるとかあるいは金利の引き下げ、こういったものは、どうも今の日本経済の処

方せんとしては適切ではないといましようか、効果が薄いというふうには考えております。確かに下支えをしてきた、そういう効果はあるのかもしれないと思っておりますが、それがかえって日本の構造調整をおくらせたのではないかと、こういう懸念を私は強く持っております。

その意味で、いわゆるマクロ経済対策ではなくて、ミクロで、ピンポイントで我が国の経済なり社会のボトルネックになっているところを取り除いていく、いわゆる外科手術、不良債権もその一つだろうと思っておりますが、そういうことが必要なのではないかというふうに思っております。ぜひ、そこあたりを具体的にもう少し出していただいで、経済政策だけではないのでありますけれども、十分な措置をしていただきたいと思っております。

とりわけ、いわゆる自律的な回復というのと、アメリカの経済が落ちましたのでちよつと設備投資も含めて悪くなりましたというのには、確かに経済全体はそれそれつなげておりますから、必ずしもそれを否定するわけではありませんが、真に自律的な回復と言えらるためには、そこあたりにつけてのものをさちつとやっていたことが大事ではないかというふうに思っております。

それでは、話を交えて、いわゆる特定融資枠契約につきまして、提案者の塩崎先生に二問だけお聞きしたいと思います。

このコミットメントラインの契約、私は非常に結構なことだと思っております。融資に関していろいろの意味でいろいろなるルートができるということは大変なことだと思っておりますが、先般、二年前にこれをやられて、その後今日まで、この政策によりまして特段の問題は生じていないかどうかということについてお聞きしたいと思います。

また、このたび、それを広げるわけでありませう。例外措置といましようか、それを広げるわけでありませうけれども、それによって問題が生じていることはないか、あるとすれば具体的にどんな

ケースがあり、それに対してはどういう措置をとってやっていたかといふとされているのかにつきましても、ちよつと今の法案自体では必ずしも見えないものですか、御説明いただけたらと思っております。

○塩崎議員 まず、二年前にこの法律ができたことを思い出してみますと、まずこの法律自体は、共産党さん以外全党が提案者になっていただきました。成立した法律でございまして。今回二年目の見直しで枠を拡大しようということで、借利率の枠を拡大することにしたわけでありませうけれども、今御質問の、これまでに特段の問題があったかどうかということですが、まずもって特段の問題は聞いていないということでございます。

釈迦に説法でございませうけれども、この法律は、金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約束する、コミットをする、これは一定期間、そして一定金額、そのかわり手数料を取る。その手数料を、みなし手数料ということで利息制限法並びに出資法でカウントをされませうと制限金利を超えてしまふかもわからないということで、適用除外にしよという法律であるわけでありませう。

九七年に北拓が破綻をいたしました。あの金融不安、信用収縮が起きたときに、年末、年越し資金などで大変な資金需要がございまして、みんなパニックになって借りた。必要以上のものをたくさん借りたということの結果として、中小企業に、BIS規制等々の関係もこれあり、回つていかなかつたということがございました。ということとで、やはりこういう融資枠契約というものがあるべきではないかということで議論した結果、九九年にこの法律が通つたわけでございます。

その際一番問題になったのは、やはり融資枠契約ということで約束をしているんだから必ず借りられるということ、大変よく見える、よく聞かれるということ、弱い立場の借り手が強い立場の貸し手によって、無理やりこの契約を結ばれた上で高い手数料を取られるのではないだろうかということを一歩心配しておつたわけでありませう。

そこで、貸し手を制限するか、借り手を制限するのか、あるいは両方を制限するのかという議論をさまざまいたしました。一番慎重だったのは、弁護士会、日弁連でございます。消費者保護というところで、特に貸金業等々でいろいろと問題が起きておりましたので、これを悪用されるんではないかということでございまして、これまでのところ、借り手だけを大企業に制限をするということで今日までやってきて、特段の問題は起きていないというところであります。

これから拡大をしようということで今回お願いをしているわけでありませうけれども、このときも貸し手側の交渉力の強さによって借り手が不当に高い手数料などを請求されないかということがやはり一番心配でございまして、それがために、今回、とりあえず資本金を五億円から三億円まで下げよう、あるいは、監査が義務づけられているところ、つまり、資本市場に参加をするようなある程度交渉力を持ったところに限定をしよう、あるいは実質的には大きな企業がやっている例えはSPCであるとか会社型投信であるとか、こういうところまで広げていって、交渉力のあるところだけにとりあえず拡大をしようじゃないかというのが今回の改正の趣旨でございまして。

したがって、どのような問題が起り得るかといえは、やはり同じように、交渉力のない側、つまり、今回三億円まで下げるから、その際に入ってくる企業で同じような問題が起きないかどうかということをお我々はこれを施行する中でウオッチをしていかなければならないと思っております。

○増原委員 どうもありがとうございます。

それでは次に、今、多量の国債が発行され、債券市場は金融緩和によって低水準の金利で推移してきておりますが、私は実は今の状況というのは非常に危険な状況にあるんじゃないかというふうな思っております。特に、これまでのいわゆるバブルのときの不良債権の処理が十分に進んでいない、そして、これから二年間かけてやっていこう

こういうわけでありませうが、そうした過程も含めての話になるのでありますけれども、場合によってはまた公的資金が必要になるのではないかと懸念を持っております。

そうした中で、例えば民間の資金需要が回復してきた場合、先ほどの小林政策統括官のお話だと、どうも余りその心配もないのかなというふうな国内の情勢でありますけれども、しかし一方で、円に対する信認というものが落ちれば、具体的に言いますと、先行きの円高懸念が大体拭きされてくれば、今のような国内の金利ですと、我が国の多額の資金が短期間で海外に流出をしていくということも十分考えておかなければいけないんじゃないかと思っております。そうした場合には、いわゆる国債を中心とする債券市場、これはクラッシュが来るというふうには私は思っておりますが、それについてどのようにお考えになっておられるかにつきまして、御回答をいただければと思います。

金融担当大臣がいられて、全部出されましたか。金融庁の方はだれもおられませんか。大臣はいいけれども、どなたかいらつしやらないの。村上副大臣でも小林統括官でも結構ですが。(発言する者あり)

それでは、もう一度質問をさせていただきます。今、大変な額の国債が発行され、残高ベースでもかなりのものになっております。本当にこれから、我が国の国内における民間の資金需要の回復であるとか、あるいは円高懸念が払拭されて、今の日本の国内金利を嫌がって我が国の資金が海外に多額かつ短期間で流出するといったような場合、もちろん相当な円安にもなりませうが、これはある意味では国債価格が暴落するわけでありませう。いわゆる債券クラッシュ。私は、その懸念が近い将来に相当迫ってきている、その懸念は十分にあるというふうな思っておりますが、金融担当副大臣の村田さんの御答弁をお聞かせいただけたいと思っております。

○村田副大臣 大変恐ろしい話の予想をされておりますけれども、私どもは、そういう債券クラッシュ

が起らないように、日本経済のファンダメンタルズの回復のために、景気回復のために一生懸命経済政策を駆使して、順調な景気回復軌道に乗せていきたい、こういうふうな考えております。

巷間、そうした国債とか債券相場のクラッシュというものをあおり立てる風潮もありますが、私どもは、今のところ基調は十分備えられるという考え方でおるわけでございます。

○増原委員 今の御答弁で、一面は私は当たっているとは思っております。景気対策、景気が悪くなる場合に資金需要もなくなっていくことになりませう。

それもあるんですけども、やはりマーケットとしては構造調整を求めているんじゃないでしょうか。それをさらっとやるスピードがおくれば、資金が海外に流出する危険性は物すごくあると私は思います。それは日本のマーケットに対する、経済に対する信認が崩れることですから。その点やはり一番大事な点なんだろうと思っております。

仮の話なんでありませうけれども、今長期金利が一・五%前後ですか、であります。仮にこれが倍の三%になった場合に、いわゆる主要金融機関、都銀とか生保など、このあたりではどの程度の債券の含み損を抱えることになるでしょうか。

○村田副大臣 金利リスクでございませうけれども、各主要行でその定量的な計測、把握を行うとともに、先物やスワップ等を通じたヘッジ取引や残存年限の入れかえ等を行うことにより、適切なリスク管理を行っていることと承知しているわけでございます。

金利が上昇しまして債券価格が下落した場合の主要行に与える影響についての御質問でございますが、各行が保有する債権の残存期間やヘッジの状況、今申し上げたとおりでございますが、金利上昇のペースやそれに応じた売買の状況等の要因が複雑に関連することから、一概に申し上げることは困難でありますけれども、主要行について、金利が上昇した場合の債券価格下落に伴う残高及び自己資本比率への影響を機械的に試算すると、

主要行が保有する債権残高は十三年三月末で約六十兆円となっております。仮に長期金利が三%に上昇した場合には、現在よりも約二%金利が上昇することになります。そして、債権の平均残存期間は三年程度であるため、機械的に試算すれば、評価額は約四兆円減少いたしまして、含み損は約四兆円となる、こういうことでございませう。

ただし、自己資本比率に対する影響は〇・六%程度の低下にとどまるほか、ヘッジ取引により価格変動リスクを回避できるということを勘案しますれば、金利上昇に伴います債券価格の下落が銀行に与える影響は限定的であると私どもは考えているわけでございます。

○増原委員 いろいろな試算はあるんだと思っておりますが、ある試算によれば、十兆円を優に超えるというふうな試算を出されたところもあるようであります。いずれにしても、日本の金融システムに危機をどのように管理していくかということにもつながってくるであろうと思っております。

さきの金融国会でいろいろな危機管理施策をつくられましたが、そのときにおける一つの問題として、公的資金は申請主義によって受けるというのがありました。しかし、私は、今後起きる危機、起きた場合の大きさというものを考えた場合には、それだけでは不十分なのではないか、むしろ一定の基準のもとに当局が強制的に公的資金を入れて、金融システムの動揺を抑えるというふうな金融システムの危機管理のための施策も今後考えていくべきではないかというふうな思っております。

与えられた時間も大体参ったようでございます。このあたりで終えたいと思っておりますが、いずれにしても、今の日本の経済あるいは財政の状況も非常に厳しい、ナローパスの上を歩いているんだらうと思っております。そういう意味で、政府の方も非常に大変だとは思いますが、とにかくもう二度と前回のような危機というふうなしようか、それを起こさないようにするにはどうしたらいいか、この点について十分お考えになって今後行政を進

であります。この法律案に書いてありますように、流動化を専ら言つてみれば目的とするという、「専ら」というところでこれをちゃんと見れるじゃないかということ、こういうことにはしたわけでございます。

結構活用されているようでありまして、今申し上げましたように、五千億円ぐらいの流動化が行われておつて、ローン債権であるとかあるいは売掛債権であるとかさまざまなものを流動化するために簡便に使つてゐる。私的なものが多いとも聞いておりますけれども、そのようなことでございまして、これを悪用して、そうじゃない会社を割り込んでこないように、「専ら」という言葉を入れて峻別をしているということでございませう。

○松本剛委員 御努力、よく聞かせていただきました。

今お話があつた流動化ということは、今回も大変重視をして恐らくこの項目を取り入れ、また、定義に御苦労がある中であつて取り入れられたのも、ニーズにこたえよう、こういうことであらうというふうに思います。これから我が国の金融においても、証券化、流動化、ストラクチャードファイナンスというのは大変重要な地位を占めるというふうに私も思つております。

けき、インターネットから引いてきたスタンダード・アンド・プアーズの格付が私の手元にもあるんですが、実は、貸付債権担保付きの住宅金融公庫債券というのが、トリプルAを五月に発行の分が取得をいたしております。後のページを開くと、大変残念であります。我が国の長期債の格付は、スタンダード・アンド・プアーズではダブルAプラスでありまして、国の格付がダブルAプラスで特殊法人である住宅金融公庫債券の格付がトリプルAである。これはまさに、貸付債権を流動化してこれでバックアップされている、担保をされているということによってトリプルAが取得をされるということであらうというふうに思います。

手元にずらつと表があるんですが、これは皆さんもインターネット等でよくごらんになつておられると思いますが、ずつと拝見をしますと、かなりいろいろな種類が出ております。率直な申し上げれば、聞いたこともないような会社もトリプルAがとれている。これも、それぞれ特定目的会社とかそういった形の、今の広義のそういったものを利用しての形であらうというふうに思うわけでありまして、ここに、これから先、大変重要なものが一つあるのではないかな、このように思っています。

スタンダード・アンド・プアーズの格付のレターでも、住宅金融公庫債券の格付をするに当たつては国の機関であるという要素を勘案しないわけではないというふうには書いてありますが、明らかに国より上位の格付がとれている。また、民間の、今おっしゃつたような自動車オートローンとか、そういったものの債券についても、トリプルAをとつている債券がたくさんあるというところであります。

今、小泉内閣では、まさに民間でできるものは民間でできるだけやるということで、今、もう住宅金融公庫だからトリプルAということではなくて、住宅債権を流動化したからトリプルAがとれているというふうに見てもいいのではないかとすれば、これから、民間がそういった融資を行つていくときに、こういうストラクチャードファイナンスのマーケットをきちつと整備するということが大変重要な要素を占めてくるのではなからうかな、このように考えているわけでありませう。

特に、住宅ローンというのは二十年、三十年と長期固定で借りられるということが非常にありがたいわけでありまして、貸す側からすれば、超長期の固定というのは、先ほど増原先生からも債券相場の問題がありましたけれども、大変な金利リスクを抱えるということになります。今から十年前の金利を思い出してみただけでも、想像がつかないぐらい変わつてきているわけでありませう。

二十年、三十年という金利リスクを抱えることを考えれば、超長期固定の住宅ローンなんかは必ず証券化、流動化をしていくしかない。

そういう形によって、むしろ住宅ローンのニーズを必要とする国民にもプラスになるし、それを引き受ける金融の側も、きちつとマーケットで処理ができるという形になつてくるというふうに思うわけでありまして、今、このストラクチャードファイナンスのマーケット、率直に申し上げれば、まだまだ機関投資家の世界というのが実情ではなからうかというふうに思っています。

金融庁の方々とお話をさせていただいたり、多くの金融関係の方々とお話をさせていただいたりする中でも、とりあえずプロの機関投資家の間で育てて、いずれは個人にというようなニュアンスのお話を伺うことがあるわけでありませうけれども、これそのものが、私は、ちよつと待てよ、昔からの考え方ではないのかな。まさに、きょう参議院の本会議、たしか確定拠出型年金の趣旨説明というふうな記憶をいたしておりますけれども、こういった年金の資産なんかを考えたときにも、今の住宅金融債権などは、まさに二十年、三十年で固定で、しかもトリプルAの格付のとれる債券ということであれば、投資対象としても考えていくべきではないかな、こんなふうな考えているわけでありませう。

その意味で、一つは金融庁の方に、金融担当村田副大臣の方に、今のこういったマーケット、現状をどうごらんになつていて、またこれから整備をどうされるのか、どのようにお考えになつていくのかということをお聞きしたいと思つてお話し、できましたら、やはり金融については大変御達見の塩崎先生にもこういったことについてお伺いをいたしたい、このように思つておりますので、それぞれお願いをいたします。

○村田副大臣 松本委員にお答えいたしますけれども、大臣が今参議院本会議の方で答弁をしておりますので、私がかかりましてお答えをさせていただきますというふうに思つております。

ストラクチャードファイナンスという、この定義がいろいろあるようでございますけれども、資産の証券化、流動化ということでも理解をしますと、提案者の塩崎先生からの答えもございましたけれども、近年大変活発になつてきています。四月の日経新聞にも、ABSの昨年の発行残高が二・四兆円に上つた、こういう記事も出ておりました、この数字は前と比べますと一八%の伸びだ、こういうことのようにございませう。

私どもとしては、そうした新しい投資対象がふえていく、そして資金の流通が、供給が図られる、そういう市場が整備されていくということは、二十一世紀の金融制度というものを考えたときに大変好ましい現象であるというふうに考えております。そういった意味で、SPC法も、使い勝手のいいようにということで改正をした、こういうことであるかというふうに思っています。

ただ、一方において、今個人には広がつていないんじゃないかという御指摘がございましたけれども、JAPANESE REALTY、不動産にかかわるものにつきましては、不動産投資については東京証券取引所に上場制度ができた、こういうことで、まだ具体例はないようございませうが、そうした道が開かれることによつて、個人がそうした投資に参加しやすくなる環境というものも整備されつつあるのではないかなというふうに考えております。

一方において、投資というのは個人の自己責任において行われるものでありますけれども、我々としては、SPC法とか投信法において法制度の基本的な整備を行つて、ディスクロをより充実するということをやつたわけでありまして、また、昨年、金融商品の販売等に関する法律ができましたので、この意味でも顧客に対して情報公開を徹底するという措置なんかも講じておりました。今後、機関投資家のマーケットだけではなくて、個人にも幅広く広がつて、個人の投資対象商品としても受け入れられるということを我々としても望んでいるわけでありませう。

○塩崎議員 松本委員の、ストラクチャードファイナンスの重要性の問題、そしてまた個人投資家への広がりの問題でありますけれども、私も非常に重要な問題だと思っております。

先ほど、住宅金融公庫の債権の証券化の話がございましたが、あれは、SPCを使ったものではなくて信託方式ということでやっているわけですが、実は去年からやると始めたということですが、我々が、ABSを解禁するようにしようじゃないか、そのために第三者対抗要件の具備であるとかいろいろ制度整備をやってまいりましたけれども、一番最初でできると思えばやはりあそこじゃないかなと私も言っておりましたけれども、なかなかやらないで、去年やっと始めて、ことしもたしか二千億ぐらいやっているんじゃないかと思っております、大変結構なことだと思います。今お話がありましたように、ストラクチャードファイナンスというのは、オリジネーターのバランスシートから外してSPC等のバランスシートに載っけるという作業があるわけであって、そのことが先ほどの格付の違いにあらわれてきているのではないかと、こう思うわけがあります。

しかしながら、本当に個人投資家にこれから広がっていくためには、今村田副大臣からいろいろお話がございましたけれども、まだまだ整備をしなければいけないことがたくさんあると思っております。

先ほどいろいろ出しましたが、例えば倒産隔離の制度をもっと整備しないといけないのではないのかということもありましょうし、それからデイスコロージャー、確かに今お話が出ました、しかしまだまだ徹底されていない。

それから、今J-REITの話がありましたけれども、UP-REITというものを導入すべきじゃないかということについては私に言っておりますが、これには実は税がついてこないという制度が成り立たない。これが非常にネックになって、もう二年難儀をしているわけですが、ぜひまた協力を皆様方にもしていただきたいと思っておりますけれども、こういった税でのまじりとしたインフラがないと、個人もまた入りづらい。

そして、最後に大きな枠組みとして、やはり税金などの場合でもそうでありませうけれども、デイスコロージャーを徹底させるというのははだれがさせるかといえは、やはりそれは当局の政策でなければならぬと思っております。

その際の当局というのはどこなんだ。今、もちろん金融庁でありそれから証券取引等監視委員会であるわけでありませうけれども、またまって一カ所できちんと資本市場、直接金融市場を見る場所というのは、私は個人的にはやはり必要だと思っております。いわゆる日本の、日本版SECみたいなものが絶対必要じゃないか、こういうふうな思ったりしているわけがあります。

いずれにしても、一括して、投資家保護あるいは投資教育等々を含めて強力な体制を組むことによつて、間接金融から直接金融というのが、単なるお題目だけではなくて、個人投資家までの広がりを持っていくものにするための最低限必要なものではないかと思っております。

○松本(剛委員) 特に塩崎先生とは大変認識を共通にするところがたくさんあるのではないかと、どちらがどちらによつて一緒に手を携えてやるのかよくわかりませうけれども。

今お話があったように、一つは、あえて住宅金融公庫債券を取り上げさせていたのだと、これから特殊法人をずっと見直していく中で、特に政府の融資という形で、政策融資という形で行われているものをどのように民の方へ振っていくかということを考えてときに、やはりこういったファイナンスのマーケットというのは大変重要になつてくる、このように思います。

そして、このマーケットでは、私も認識は全く一緒でありまして、今おっしゃった税の問題、デイスコロージャー、情報開示の問題。これも、投資家にとっての情報開示という視点からわかりやすい形というのを、申し上げたいことはたくさんあるんですが、時間が限られておりますので、そして三つ目は、まさに今おっしゃったように、我が党でも用意をいたしておりますが、きちつとしたルールを守らせる証券取引等の監視委員会といったもの、私も必要ではないか、このように思っておりますので、認識が同じであれば、できるだけ実現に向けて努力をさせていただきますと思っております。

アップというのは絶対に必要であります。結局どうしているかといえは、多くの企業は、預金を預けておいてその範囲でいつでも引き出せるようにする、企業の側に預金の余裕がなければ社長なり役員の前金を預けておいてその範囲で引き出せるようにするか、そういったことをしているケースが決して少なくないように思われるわけでありませう。

そんなことを考えると、コミットメントラインの範囲を中小企業、借り手と貸し手の強弱ということで限定しても、結局のところは、むしろこれから行為をきちつと規制するべきではないのかな。私たちは、そういう意味で一つのこういった金融のルールを決めるという意味で、今回、地域金融の円滑化に関する法律案というのを今準備いたしております。

もう一つは、銀行の場合、今デイスコロージャーは健全性という意味で、銀行そのものの健全性のデイスコロージャーは大分進んできているというふうに思いますけれども、銀行法で言ういわゆる公共性、金融を円滑に預かる、円滑にさせていくという意味での公共性の部分のデイスコロージャーというのをこの法案で行うことができないだろうかということ、これは私もいわばチャレンジの法案だといふふうに思いますが、いわば今まで踏み込まれていないフィールドだといふふうに思いますが、これから、さつきお話しさせていただいたように、マーケットということで、中を、マーケット自身は自由に、しかしルールはかちつとということであれば、金融部門においてもこういったルールが必要ではないか、このように思っております。

ら塩崎先生の御感想をお伺いしたい、このように
思います。

○山口委員長 時間が来ていますので、簡潔に御
答弁を。

○村田副大臣 銀行法第一条の公共性、これが三
つばかり挙げられておるわけですが、その
公共性という銀行、金融機関が持っている使命を
どう解釈していくかということでありませ

そう、この観点からいいますと、私どもは、融資
がどう行われるべきかということではなく、銀行、
金融機関の自主的な判断、その基礎には市場
原理、市場メカニズムが基礎にある、こういう観
点から行うべきである。ディスクロージャーに
しても、これは大臣が再三再四にお答えをさせて
いただいておりますけれども、銀行経営の健全性
という観点からディスクロージは求められている
し、その責任がある、こういうことであらうか、
こういうふうな思っているわけでありませ

民主党の法案をちよつと拝見させていただきます
したが、そういう観点から申しますと、一律に、
法律をつくって融資の内容について報告を求め
るとかあるいは監督をするというようなことはな
すべきではないのではないかと考え方を御披露
させていただきますと思います。

○塩崎議員 アメリカのCRA法を想定しての日
本版のものを考えていらつしやるのではないかな
と思ひますが、結論からいって、ルールを守ると
いうことでやるのが大事だということがありま
したけれども、結局、ディスクロージャーによる
銀行に対する言ひはプレッシャーを活用し
ながらやろうということだろつと思ひませ

公共性が余り担保されてこなかつたというのは私も
賛成をいたしますが、これから、ではそれを全部
オープンにしていけるかどうかということは、少
し考えていかなければいけないのかなというふう
に思つております。

○松本(剛)委員 いろいろな意味でチャレンジと
申し上げましたし、申し上げたいことがあるので
すが質疑時間も終わつております。ただ、趣旨の
意義については御理解をいただけた面もあるの
ではないかというふうに思ひますので、ぜひ自身を
よく御理解をいただけて、また、できるものはこ
れからともに変えていきたいと思いますので、よ
ろしくお願いいたします。

○山口委員長 午後一時三十分から委員会を再開
することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午後一時三十一分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

一昨年、特定融資枠契約法を制定した際に、法
律の適用対象は大企業に限定されました。その理
由について、提出者であった塩崎議員は、弱者保
護のために利息制限法などで上限利息は定められ
ているが、商法監査特例法上の大会社であれば、
銀行と対等に交渉する力を持っているので弱者保
護の必要はない、こういうお答えでした。だから
大企業に限つて、コミットメントライン契約の手
数料をみなし利息の適用除外としたんだ、こうい
うお答えであつたわけですが、法制定時には弱者保
護の観点から適用対象を大企業に限定したわけ
ですが、今回は適用対象を中堅企業にまで広げ
る。中堅企業は、大企業に比して金融機関との力関
係は弱いと思うのです。ですから、中堅企業に

は借り手保護の必要はあるんじゃないかと思うの
ですが、これは借り手保護の必要はないというお
考えなのかどうか、この点を最初に何つておきた
いと思ひます。

○塩崎議員 ただいまの御指摘のように、当初、
この法律を導入する際には、弱者保護ということ
で、とりあえず大企業に限定をしたということ
でございます。

当時、中小企業は資本金一億円未満ということ
でございましたが、途中で中小企業の定義も変わ
りました。製造業の場合では、一億から二億まで
上がつて、三億以下が中小企業、こうなつ
たわけでありまして、その間の、いわゆる中堅と
言われているところについては、当初から導入を
しようかどうしようかという考えたわけであ
りますが、とりあえず最初はということ、日弁
連の御意見なども踏まえて大企業に限つたわけ
でありますけれども、その後、この制度そのものに
ついての周知徹底も行われ、なおかつ今までのと
ころ全く問題にはなつていないということを考え
てみれば、いわゆる風通しのいい自己責任の世界
を中堅のところまで広げてみようかという
こと、今回こゝまで広げることにしたわけ
であります。

つまり、資本金三億円ぐらひ持つてるところ
であれば、大分ビッグバンも導入をされ、自己責
任原則も徹底されてきている中であつて、広げて
いっても大丈夫ではないんだらうか、こういうこ
とでございまして、もともと借り手も貸し手も全
く規制しないで、けさはと申し上げましたように、
行為規制だけでいくというのが本当は一番すつき
りした形かもわかりませんが、保護のための執行
体制というものがきちつとできていないという中
にあつては、やはりまだこういうところではない
のかな、こんなところでございます。

○吉井委員 コミットメントライン契約は、金融
機関が貸し手としての立場の優位性を利用して、
借り手の側に不利なといひますか、あるいは不
当な契約締結を押しつけるというおそれがあり
ます。

それは、法務省民事局の方が書いた論文の中
で、通常の融資申し込みに対してコミットメント
ライン契約の締結を強要し、手数料の名のもとに
高金利規制を超えた利息を徴収したり、借り手に
不必要な融資枠を設定させ不当な手数料徴収をす
ることなどのおそれがある、この指摘があります。
だから弱者保護は必要だということ、一昨年、
塩崎議員は、二年後の見直しまでに手だてを検討
するということお答えだつたのです。

今回の改正では、対象の拡大は行われるのだが、
借り手保護の規定は何ら盛り込まれていないとい
う点で、やはりこれは一昨年の答弁と矛盾してい
ると思ひますが、この点はどうか。

○塩崎議員 手だてを検討するということ、確
かにいろいろと考えてきました。例えば、商品ファ
ンドを規制緩和と限度額を下げていくときにも、
書類でどういふことを書かなければいけないのか
というふうな行為規制についても導入をしたわけ
であります。今回のこのコミットメントライン
契約については、格別横断的に有効な行為規制と
いうものがいまだ実効あるものとして上がつてき
ていないということ、この二年の見直しの時期
を迎えたわけでございます。

そういう中で、我々としては、自己責任の世界
を、とりあえず二年前は五億円超ということで行
いましたけれども、それを少し下げて、この自己
責任の世界を広げているということ、引き続き
て、今後またどういふことがこれで起きるのかと
いうことを注意深く見ながら、今後二年後に見直
すという規定もまた入れている、こういうこと
でございます。

○吉井委員 貸し渡りの横行の中で、中堅企業も
その被害を受けていたことを考えれば、中堅企業
なら金融機関と対等に交渉できることは必ずしも
言えないというのが実態だと思ひます。

日銀短観の、金融機関の貸し出し態度DIでは、
近年若干改善は見られるのですけれども、しかし、
資金繰りDIを見れば、ことし三月の調査では、

いうITER計画懇談会の報告書を尊重して推進していくことが妥当と結論づけました。

これまで科学技術上の大型プロジェクトについては、広い分野の専門家の意見を必ずしも十分反映させてこなかったという問題とか、批判の声など無視して突っ走って失敗したということが随分あります。

一例を原子力船「むつ」について見ますと、まず、当初予定した総所要資金額約六十億円で「むつ」はできるといふことで始めたんですが、最終事業費は千二百五十四億円。二十倍になったといふふうに思いますが、まず、この数字は間違いありません。最初に確認しておきます。

○今村政府参考人 お答え申し上げます。総事業費、当初六十億円ということ、それから、開発が終了し、解役を行われました時点までの総事業費一千二百五十五億円ということ、そのとおりでございます。

○吉井委員 「むつ」の場合、二十倍になったわけですよ。

次に、高速増殖炉「もんじゅ」の開発までの高速増殖炉開発全体について見ますと、「もんじゅ」の当初計画では事業費が三千三百二十億円ですが、「もんじゅ」だけで今年度までで七千七百六十一億円要しておいて、これは二・三倍くらいになりますか、使っているわけですが、実際には「もんじゅ」だけじゃなくて、「もんじゅ」と「常陽」と高速増殖炉研究開発費、その他のMOX燃料をつくるかその辺はちよつとおいでいて、この三つだけを合わせても一兆四千九億円の総事業費になっていきます。

プルトニウム循環方式の原発開発のために、一九五六年度以来、動燃事業団、今の核燃料サイクル開発機構の総事業費は五兆七百二十三億円に上っていると思うんですが、この動燃事業団の総事業費、これも最初に確認しておきたいんですが、これでいいですね。

○今村政府参考人 今先生のお話しになりました一九五六年以降の総事業費といたしましては、五

兆八百七十四億円でございます。先生がお話しになりました数字の方は、五兆七百二十三億円ということでございますが、これは動燃事業団が発足いたしました一九六七年以来の数字でございます。一九五六年ということでございますと五兆八百七十四億円ということでございます。

○吉井委員 いずれにしろ、五六年度以来ですと五兆八百七十四億円使ってきた。五兆円を超える物すごい金を使っているんですね。

「もんじゅ」中心に直接の高速増殖炉開発に投じたのが一兆四千億円を超えるわけですが、もちろんこれは、再処理工場プルトニウムを抽出し、さらにMOX燃料をつくるか、そこからはちよつと別にしての話なんですけれども、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化というのは三十年以上先の話ということに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃料サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円というのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これはとり方はさまざまありますが、一応、風力とか太陽光発電の調査・技術開発の予算、それからバイオマスによる、メタンとかメタノールとか、それと燃料電池を組み合わせて進めるといふ燃料電池の開発まで含めたとして、大体年間二百一十億円とか二百億円そこそこですから、そうすると、動燃で使ってきたお金というのは、再生可能エネルギーの研究開発予算の二三百倍分なんですね。それだけ使つて高速増殖炉実用化の見通しは立っていないというのが今の実情です。

世界的にはプルトニウム循環路線からの撤退の時代にありますが、原型炉「もんじゅ」をやつて、原型炉を生かしたとどんな実証炉を考え、それをさ

らにどういふ商業炉につないでいくのかとか、今、見通しはないわけですよ。ないままに、とにかく高速増殖炉「もんじゅ」の再開だけをやるうとしていくわけですよ。

○今村政府参考人 お答え申し上げます。高速増殖炉の実用化の件につきましては、昨年取りまとめられました原子力開発利用の長期計画におきまして、「実用化に向けた研究開発の過程で得られる種々の成果等を十分に評価した上で、具体的計画の決定が行われることが適切であり、実用化への開発計画については実用化時期を含め柔軟かつ着実に検討を進めていく」というふう

にされております。具体的に申しますと、「もんじゅ」につきましては、先般、地元福井県等の御了解を得まして安全審査入りの運びになつたわけでございますが、一日も早く開発を再開いたしましたし、発電プラントとしての信頼性の実証を行い、その研究成果を得ること、さらには、これと並行いたしまして、実用化のためにどういふ部分のコストダウンが必要かといったような戦略的調査研究を、今、サイクル機構と産業界が一体となつて進めておりますが、そうした成果を十分評価した上で高速増殖炉の実用化の展望が開けていく、このように考えているところでございます。

○吉井委員 一九五六年以来ですから四十五年やつてきて、それで、今もお話があつたように、柔軟かつ着実に進めるといふお話はあつても、「もんじゅ」が商業炉につながるという見通しは今さっぱり立っていないのが実態だということをお話します。私にはさつと押さえておく必要があると思つております。

そういう中で、今度、ITERという話ですが、国際熱核融合炉、ITERのプラズマ半径と建設費というのを、当初計画は一兆円と言われて

おつて、それを半分にした。コンパクトITERと言っているもの。二月の予算委員会のお話では、八・一メートルのプラズマ半径で大体一兆円を六・二メートルで五千億円というお話でした。

今村局長はそういうふうにお話されておつたのですが、先日、私、これを質問するといふのでデータを持ってきてもらつて、コンパクトITERで四千四百五十六億円だといふわけですよ。だから、財政危機の状況下なので四千四百五十六億円と低目の数字に変えたのかもしれないんですが、まるでパナナのたき売りのように金額がどんどん縮んでいくといふこと自体が非常におかしい話だと思つております。

当初、四極で始まつたんです。今、三極で費用負担をするといつても、ロシアの方には財政負担の期待はまず困難です。仮に、二月の予算委員会答弁の、ITER懇談会で説明している数字と申つた、日本の負担は、ITER五千億円として、建設費、付随するインフラでホスト国が負担すべきもの、合わせて約四千億円という見込みについても、これは事業を始めたらどうなるのか。原子力船「むつ」の場合は二十倍に膨らんだんです。「もんじゅ」を含む高速増殖炉開発だけでも、当初の「もんじゅ」の予定額からいって五倍に膨らんでいるんですね。それで、原子力船「むつ」と並みに二十倍とまではいなくても、四千億円と言つておられるお話が、高速増殖炉開発並みで五倍になると二兆円という話に変わつてくるんですね。

だから、日本誘致をするという場合に、負担が四千億円から膨らまない、何かそういう確約したものがあつたのかどうか、それを次に何つておきたいと思つております。

○今村政府参考人 御説明申し上げます。我が国は、ITERにつきましては、まだこれを誘致するかどうかということを決定しておりません。したがって、国際的に我が国の負担が幾らになるかということを確認したというふうな

ことはいわゆる「I T E R 計画」に参
加する場合の各種の負担につきましては、今後行
われる政府間の関係局間の協議において確定され
る、このように考えております。

なお、I T E R 建設のための必要経費というこ
とでございますが、I T E R の設計をベースにい
たしまして非公式に協議した結果に基づきまして
仮の試算をいたしましたところ、I T E R を誘致
する場合の負担としては、これは建設十年、残り
二十年が実験ということでございますが、建設段
階で十年間約四千億円、実験段階は毎年約百五十
億円というふうに見積もられてるところでござ
います。

○吉井委員 国際的な約束はないにしても、とり
あえず四千億の負担を日本はするんだということ
で言っているわけですよ。しかし、これは本当に
どうなるかわからない。見通しをきちっと立てず
に、今簡単にI T E R 誘致、I T E R 誘致という
話がありますが、それをやったときに、本当に「む
つ」並み、あるいは高速増殖炉開発並みにいつた
ときに、これは一度走り出したらどうなるかわか
らない、そういう財政問題についての余りにも無
責任な議論になつちやいかぬというふうには思
うのです。

プラズマ主半徑八・一メートルのI T E R を
六・二メートルのコンパクトI T E R に安上がり
にしても、実はそれをやると当初の実験目標が達
成できなくて、次の原型炉につながるものには
なつていかない。もしなつていかなかったら、こ
れは意味がないわけですよ。また、I T E R の次の
原型炉、さらには実証炉へとつながっていくもの
でない、核融合が五十年先とかあるいは百年先
とかいろいろ言つても意味がないわけですよ。

ですから、I T E R も次の原型炉も、プラズマ
温度が一億度、高速中性子線にさらされても材料
劣化の起らない増殖ブランケットとか、炉材料
の開発が完了して炉材料のめどが立たないとI T
E R も実験炉の建設も無理というのが実情なの
ですよ。増殖ブランケットの開発は直ちには無理だ

から、I T E R からそれを外して安上がりとい
うだけでは意味がないわけですね。一億度、高速中
性子線照射を十年、二十年行つて、大丈夫だと実
証された炉材料は今あるのかということが問題な
のですが、これは一言で結構ですから、ありませ
んか。

○今村政府参考人 答えていたします。
I T E R の共同設計チームの考え方によりま
す、I T E R の目的、すなわちプラズマ燃焼の工
学的実証を行う装置という目的に照らせば、現在
提案されておりますオーステナイト鋼ステンレス
が十分これに耐え得るといふ判断でございます。
ただ、先生御指摘のとおり、将来核融合から実
際にエネルギーを取り出す装置をつくるというこ
とになりますと、そこにおける中性子の量も多く
なりまして、やはり炉壁の耐熱性あるいは低放射
化材料ということが必要になります、I T E R
で使われる予定のステンレス鋼では、それ以降の
エネルギーを取り出す装置については難しいので
はないかという意見が多いということでございます
して、その点は専門家の中でも議論が行われてお
ります。

したがって、I T E R をやればよいというだけ
ではなくて、やはりそれと並行して、地道な炉材
料の開発も並行的に必要ではないか、このような
状況であろうかと思つております。
○吉井委員 このI T E R の問題については、ア
メリカのD O E やら議会の判断とか議論というの
は、私はなかなか傾聴に値する大事なものがあ
るというふうには思つております。

一つは、一兆円という当初の建設費の問題があ
りますし、それから、I T E R というのは、シス
テムが多くて、構造が複雑で、将来の動力炉とし
て信頼できるものにならない、そういう見通しを
持つている問題、それから三つ目に、実験炉とし
て点火、燃焼をするというプラズマ物理学者の予
言に果たして保証があるのかという議論とか、や
はり専門の皆さんからの角度、財政の面からの角
度とか、いろいろな角度からよく議論しているの

です。
さつき小型化というお話がありました。実は、
小型化することになると出力当たりの建設
単価が高くなるのですよ。これは実用化からま
す速さかるといふ問題になるのです。点火、
燃焼の実現できる確率も小型化すると小さくな
つてしまふ。出力が高くなると今度は炉材料が耐
えられなくなる、炉の寿命が短くなるという問題
などがある。
だから、簡単に見通しなく多額の財政を投入す
るよりも、例えばI T E R 懇の飯吉厚夫先生、中
部大学の学長さんは、低誘導放射化材料の開発計
画などをきちつとやつていくべきだ、こういう炉
材料など基礎研究と材料の開発研究、安全技術の
開発とか、あるいはトリチウムその他の問題の解
決とか、この基礎をきちんきちんと積み上げて
やつていくべきだという考え方が随分多くて、実
は二月にシンポジウムがあつて私も議論を聞いて
おりますが、しかし、それ以外にも、学者、専門
家の中でも多くの批判や反対やさまざまな声があ
ります。I T E R の日本誘致は賛成なのだが慎重
にやるべきだとか、あるいは急ぐべきじゃない
という声とか、I T E R は賛成なんだが、しかし日
本誘致には反対という方もいらつしやるし、慎重
に、結論を急ぐなという声とか、I T E R は反対
なんだが核融合の研究は賛成だという方とか、さ
まざまな方がいらつしやるのです。専門家の間
で今そういうふうにはさまざま意見がある中で、
日本誘致ということも簡単に、原子力委員会はそ
の方向を確認しているようですが、簡単に走るべ
きじゃないと私は思うのです。

そこで、財務大臣になぜこういふ話を先に聞い
てもらつたかといふと、私、先日苦小牧でシ
ンポジウムがあつて行つてきたのですが、苦小牧
東部開発の失敗したところを数年ぶりに見てきま
した。それからむつ小川原の開発失敗地も何度も
行つておりますが、今三つの候補地で誘致合戦
をやつております。前の町村文部科学大臣は、
私が質問したときに、町おこしの感じがすると

いう答弁がありました。実際、その発想がちよつ
とおかしいですね。池内先生、名古屋大学の
宇宙物理学者ですが、この池内教授は、科学技術
に名をかりた大型公共事業の愚は犯してはなら
ないという指摘をしておられます。

そこで財務大臣、やはりこの国会で専門家や関
係者の多くの発言を聞く公聴会を持つとか、財政
問題とか、それから将来の原型炉につながる発展
の可能性とか、炉材料などの技術開発の展望と
か、商業炉となる上で必要な採算性の見直しだ
とか、それから国内の基礎研究をどう発展させると
か、トリチウムの安全対策を含む安全技術の開発
や周囲技術の研究開発との調和のとれた発展、
そのための研究費の投入をどうするかとか、やは
り相当突っ込んだ深い検討を行った上で、国会で
の議論を踏まえて、日本誘致をするのか、ある
いはやめるのか、国際的に建設を先延ばすように
するのかとか、そういう判断というものをはり
進めていくべきであつて、原子力委員会などの形
式手続だけで進めるべきじゃない。

こういう点では、原子力船「むつ」の失敗の二
の舞を演じないように、こういう大型科学のプロ
ジェクトの問題について、財政の面からも、大臣、
やはり相当よくきちんとした検討というものを
尽くすことが大事だと私は思うのですが、この点を
塩川大臣に伺つておきたいと思つております。

○塩川国務大臣 吉井さんのおつしやるのはもつ
ともだと思つております。こういう大型の研究とい
うものは、やはり十分に検討しなければならぬと思
います。ましてやI T E R 計画につきましては、
財政面以前の問題として、安全性など技術の問題
あるいは原子力政策のみならずエネルギー政策全
体、ひいては科学技術政策全体の中での位置づけ
というものが必要でございまして、そうござい
ますだけに、総合科学技術会議等の場において広
範にかつ十分に議論していただいて、国民的議論
が行われるべき問題であると認識しております。
また、財政面から申し上げれば、I T E R に
ついては、国内誘致を行う場合はもとより、誘致を

行わずプロジェクトに参加する場合であっても、長期にわたる膨大な財政資金が投入され、他の分野の圧迫要因となることから、厳しい財政事情のもとで、必要性、緊急性また後年度負担等について十分検討を行った上で、国民的な議論を経て慎重に対処すべき問題であると考えております。

○吉井委員 原子力船「むつ」にしても、高速増殖炉開発にしても、この計画そのものを国会で審議して決めるのではなく、国会外で決めて、関係する単年度の予算だけ総予算の一部として審議するというやり方で進めてきて、財政破綻もそこから生まれてきたり、実験の行き詰まりを来したりと加してきました。

だから、財務大臣も公共事業の見直しということを言っておられますが、ITERのような大型計画とかあるいは長期エネルギー需給見通しのよきなエネルギーの長期計画などは、やはり国会できちんと審議する、大臣がおっしゃったようにいろいろな場で審議が必要だと私は思うのですが、やはり国会できちんと審議して決定する、そのことが財政面から見ても大事だと思っております。この点だけ最後に一度大臣に伺って、質問を終わるようにしたいと思います。

○山口委員長 時間の都合がありますので、一言で。

○塩川国務大臣 おっしゃるとおり、国会においてのみならず、先ほど申しましたように、総合科学技術会議等において十分な議論をした上、国会でも審議していただくようにいたします。

○吉井委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

○山口委員長 阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。まず、きょうのコミットメント法案に関しましては基本的に賛成の立場をとりますので、いただきます。質疑の時間は、先回の積み残しについての質問とさせていただきます。

きょう、本来の午前中の質問時間が午後に変更

になりました。柳澤金融大臣も御出席のことです。特に、柳澤金融大臣に中心にお答えをお願い申し上げます。

先回と同じ財務金融委員会の折に、私は、いわゆる自動車自賠責問題、これは、今までは国が自賠責の六割のお金を再保険として担保し、自賠責の保険会社が四割を運用するという形でしたが、規制緩和の流れの中で、保険会社が全体を自主運用なさる、そういう事態に相なりました。その中で、私は、特にこれが交通事故等、命にかかわる行政ですので、完全に規制緩和していい部分と、むしろ、統括官庁になりました金融庁からの適切な指導についても必要ではないかという観点から御質問をいたします。

まず、皆様のお手元にお配りいたしました資料の一枚目に組織図のようなものがございますので御参照いただきました。この組織図には金融審議会の組織構成が書いてございます。「金融審議会の部会構成」となっております中に、一応、大きく分けて四部会がございます。

先回、柳澤金融大臣にも伺いました。金融審議会自身の大もとの部分は、約三十名を定員とする専門委員ないしは学識経験者で成るというところで、私は今回、この金融審議会の中に自動車損害賠償責任保険制度部会というものが従来ございますけれども、より自賠責についての責任的役割を果たすことから、ここに、いわゆる被害者の御家族、あるいは自動車における自賠責問題について、被害者としての立場から見解を述べてきた方々を入れていただくべきではないかという質問を先回いたしました。

先回、時間との関係で、金融大臣に詳しい御説明をいたしませんで恐縮でしたが、続いて二枚の資料がございます。その二枚の資料には、これは国土交通省において設けられておりました自動車損害賠償責任保険審議会の委員名簿と、そして一枚は金融審議会の自動車損害賠償責任保険部会の名簿がございます。

ごらんになっておわかりのように、金融審議会

の方の自動車損害賠償部会は四名、それから国土交通省の方では、特別委員四名を含めまして、ごらんになるような方々が委員に入っております。この中で肩書を見ていただきますと、委員の一番手にある井手さんという方は全国交通事故遺族の会の会長。実は、お嬢様を交通事故で亡くされた耳鼻科のお医者様で、その後ずっと被害者救済、いわゆる子供を失った親の悲しみのフォローも含めてなされてきた方でございます。

そして、中ほどよりやや下にございます二木先生は、ここでは姫路獨協大学教授となっておりますが、神戸大学でしたかに御在籍の折に、自賠責の額の東西の格差ということを問題にされまして、既に国会でもこの件は問題提起され、東西格差の是正に向かわれましたように、この自賠責問題では当事者であり、かつ専門家であるという立場でございます。

私は、先回の御質問で柳澤金融大臣に、ぜひともこうした方々を金融審議会内の自動車損害賠償責任の部会にもお入れいただくようにお尋ねを申し上げましたが、そのときのお返事では、定員等々あるのでというお答えをいただきました。

そこで、大変恐縮で、おまけに質問通告の部分ではないのですが、柳澤金融大臣に、二、私も現代社会に暮らすごく常識人としての御質問をいたします。

まず、金融大臣にあつては、一年間の自動車事故による死亡者数と、いわゆるけがをされた方の数についてどのように御認識でございますか。

(委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席)

○柳澤国務大臣 自動車事故による死亡それから障害の問題については、まさに先生がおっしゃったように、現代社会の大変大きな問題であるという認識を持っております。

自動車事故は、自動車が行者あるいはその他外部にいる人を傷つけるということと同時に、自動車事故を起こして自分自身、その自動車運転者その他が亡くなってしまふ。いろいろ、走る箱

おけだとかそういうようなことが言われておったことも記憶しておりますが、昨今、非常に大きな官民挙げての努力の結果、一万人を割り込みまして、大体九千人くらいで推移しているというふうに記憶しております。

他方、死亡者は減っているのだけれども、障害者、障害という形で被災する人はなかなか減らないという状況にあって、ちよつと数はあれですけれども、これは何十倍という感じだったかと思

います。

○阿部委員 さすが柳澤大臣でございます。さちんと御理解でございます。

一応、負傷者数は百十五万と言われております。死亡者数こそ確かに二万を割り込みましたが、負傷者数、毎年百十五万という値は、これは我が国にとつても大きな損失でもございますし、当事者になられた方は、障害を抱えてその後も療養されるわけですね。

そしてさらにもう一点、実は、警視庁関連の統計では九千人という数値が出てまいりますが、厚生省でとりまます統計、これは交通事故を直接原因として死亡なさいます方の数、警視庁では二十四時間で統計いたしますけれども、厚生省にあつては交通事故によつて死亡なさいました方の数値を挙げますと、四千人ふえてまいります。死亡者数も九千プラス四千、一万三千人が交通事故で亡くなり、百十五万人が交通事故による後遺症を抱えて生きておられる。戦後だけで換算いたしましたも、五十二万人が死んでおられるということになってまいります。負傷者数は二千七百万とも言われております。

このような膨大な数の死傷者があります自動車問題ですから、私はぜひとも、まずこの金融審議会の自賠責保険部会に、これは柳澤大臣の御英断で、そして専門性も持ちのお二人ですから、二木先生並びに井手さん、非常によい活動もされてこられましたし、国土交通省関連の審議会ではいい御発言も多々賜りましたので、再度柳澤金融大臣に、この審議会の中の部会の、例えば専門委

員としてでも、あるいはその時々々の特別委員としてでもお加えいたいただくような向きに御検討をお願いいたします。御答弁を賜りたいと思っております。

○村田副大臣 六月五日の当委員会で、委員からこの問題については熱心に質問を続けますということでございます。早速きょうまた熱心に質問をちようだいしていただくわけでございます。

先ほど、審議会でございすけれども、制度にかかわる問題は金融審議会の中の自賠責の制度部会というのでございまして、そこは四人がいるということですね。それから、国土庁とさつきおっしゃいましたが、こつちの方は法律施行型の審議会として残されておまして、私どもも、国土庁と同じように所管をさせていただきますということでございます。

特に政府への再保険制度がなくなつて、これは規制緩和の観点からでございますが、そのときに私も党の担当の一人としておりましたのでございす。一、一番みんなが頭を悩ましたことは、先生今御心配のような、制度のあり方が変わることによつて被害者救済というものがいささかも影響を受けることがあつてはならないということでございます。私どもも、繰り返し繰り返し被害者の代表の方にもおいでいただきまして、御意見を賜つたわけでございます。

そういう中で、重度後遺障害者の方々の療養問題についても、これは、規制緩和の中で、ああいうのはやめたらどうかという意見もあつたわけでありすけれども、これは今後も維持するということも決したわけでございます。それから、死亡の方と同じくらい費用がかかるということでありすから、その点についても、補償も厚みを増すというような措置も講じさせてもらつたわけでありす。

それで、何よりも制度部会の方、この方には入っておりませんけれども、法律施行型の自賠責の方で引き続き、民間の損害保険の協会が預かります積み立てられた剰余金の使途、これを検討するときに、こうした審議会も活用して意見を反映させ

る、こういうような仕組みになつていようございまして、あわせて、その点は、できるだけ被害者の方々の御意見が反映されるような仕組みになつていようことを、御理解を賜りたいというふうに思ひます。

なお、先ほど、残された法律施行型の審議会の方は共管と申しましたけれども、これは金融庁の専管だつてございすので、引き続きそういうルートを通じて反映させていくことがございす、こういうことでございます。

○阿部委員 では、二点確認申し上げますが、今の私の記憶では、二十分の九を残した国土交通省関連の自賠責審議会に相当するもの、予算において、これは国土交通省管轄ではなくて、これもまた金融庁管轄だつてございすか。

○乾政府参考人 自賠責審議会の方でございます。ね、法律施行型の審議会の方。これは、従来はまさに自賠責審議会ということで、企画と法施行と両方やつていたわけでございますけれども、その当時から、これは金融庁の審議会でございます。そういう意味で、金融庁の両方の機能を備えた審議会当時から、先ほどお名前をお挙げになりました井手さんとそれから二木先生も入つていたでございます。私ども、両委員を初め、各委員の活発な御意見のもとに昨年六月の答申がまとめられたものというふうに承知していただいております。

さらに、一月一日から、先ほど来答弁がございすように、企画型の金融審議会の自賠責制度部会とそれから法施行型の自賠責審議会というのに分かれたわけでございますけれども、その新しい法施行型の自賠責審議会、金融庁の審議会におきまして、引き続き井手委員と二木委員を委員に御就任いただいて、これからまた、先ほど来先生御指摘のような観点からの御意見、御議論も賜りたいと思つていようことでございます。

○阿部委員 明確な整理と御答弁、ありがとうございす。では、引き続き金融庁の指導のもとに、特に被害者救済の問題、副大臣も御指摘のように、

けがをされてその後ずっと後遺症に苦しむ方も同じように苦しい現状でございますから、その方々の御意見も、先ほどの二木先生と井手さんともに御遺族でございますから、現在闘病中の方々の御家族の御意見も反映されるような仕組みについて検討いただきたいと思います。

では、引き続き、今度は自賠責による運用益の運用のことについてお尋ねを申し上げます。これもお配りいたしました資料の中に、四枚目でございますが、これは、これまでのいわゆる六割を国が再保険しておりましたときの自賠責運用収益の使われ方の表でございます。

この当時、四割を自賠責の運用会社が運用しておりましたときの年間の運用益が百三十億で、その中の三〇％をこのような形でいわゆる公益目的に、例えば被害者救済とか等に活用するということが金融庁令で出ておりましたが、その内訳について、これまでのものの実態でございます。そして、ちなみに、今回政府による再保険がなくなりまして、これまでの運用益の百三十億の約一・五倍、百五十億から二百億がこのトータルな収入に入り、その三〇％がここに使われる金額になつてまいと思ひます。

これを上から下までずっと見てまいりますと、今おっしゃいました直接の被害者救済にかかわる部分は、二段目の被害者救済対策と三段目の医療費支払い適正化及び後遺症の認定対策等々になつてまいと思ひます。上段にございすものは、救急医療の充実あるいは救急医療の搬送にかかわる自動車の、いわゆる物に対してのこれは支出でございますが、二段目、三段目。

そして二段目は、こちらになつていただければわかりますように、紛争処理センターに回つておりますが、これも速回りに被害者救済ではございすませんが、直に被害者救済に回るものではございせん。

そして一番下の段、これは、予算枠におきましても、例えば自動車等々には二億、計で二億ではなくて八億でございますか、それから被害者

救済の紛争処理には約九億でございますが、最下段のところは、全部合わせまして二億といつてないお金。

これはトータルで二十二億参りしますが、やはりこの配分を見ましても、被害者救済の、直接に被害者にかかわる部分が非常に手薄であると言わざるを得ないと思ひます。例えば、公募による助成対象者のところ、交通事故医療研究助成の額は二千八百万でございます。二十二億のうち二千八百万というのは一％ちよつとというふうに理解いたします。

そして、今後さらに、先ほど申しました運用益全部が損保会社に入らうになつてまいりましたときに、被害者救済に直接に役立てる向きをもう少しお強めいただきたいと考えております。そのために、例えば今後のこの自動車の、自賠責による運用収益の支出について、関連者からのお考えの大作をまずお教えください。

○村田副大臣 先ほど申し上げましたように、自賠責保険の民間の運用益の各年度の具体的な使途につきましては、日本損害保険協会がその諮問機関であります運用益使途選定委員会、この議を経まして決定していただくということですが、これから決定プロセスの透明性を高める、そういう観点から、今年度分より自賠責制度に関する審議会での議論を加えたい、こういうふうに考えております。

今委員御指摘のように、公募型の、公募枠の拡充を検討すべきではないかという御意見でございます。また、それについても、委員の御指摘も踏まえまして、関係者と協議してできる限り前向きに対処できたらなと考へておるところでございます。

〔佐藤（副）委員長代理退席、委員長着席〕
○阿部委員 しつこい質問の成果を得まして、大変うれしくございす。ぜひとも実際の被害者救済に、特に若くして事故に遭つて一生障害を抱えて暮らされる方もたくさんおいでです。前向きに、公募枠も広げて、NPO等々でそ

いるところでございます。

一つには、昨年の通常国会で御成立いただきました金融商品販売法というものがございまして、この法律の中で、金融商品を販売する者は、消費者者に対して十分にリスクというものを説明しなければならぬという規定が置かれたわけでございまして、今回の確定提出の法案の中には、これは直ちにそれが適用することとはされておられませんけれども、今後、この法律、成立しました法律に基づきまして政令を整備する中で、実質上、それと同等の趣旨の規定を盛り込むべく、現在検討しているところと承知をしております。

それから、もしもそういうトラブルが起きると、その解決につきまして、裁判に行くというところは、消費者の方々、なかなか大変でございますので、裁判外でどのような解決ができるかということで、よくADR、オルタナティブ・ディスピュート・リゾリューションと申しますけれども、裁判に代替をする紛争の処理ということの方式につきましては私も勉強しております。昨年いただきました金融審議会の答申に基づきまして、金融トラブル連絡調整協議会というのを昨年の九月に立ち上げまして、そうした場で、そうした問題に対する、各金融機関の団体等がどのように積極的に取り組んでいくべきかということの、検討と申しますか、もつと前進的な、具体的にどうするかということの議論を現在行っているところでございます。

そうしたことを通じまして、消費者の方々に御心配をかけるようなことがないように、できる限りこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○阿部委員 では、さらなる御検討を引き続きお願いいたします。
せつかく柳澤大臣にお越しいただきましたので、最後の一分で一言だけ。
一―三月のGDPも年率換算で〇・八%マイナスとなっておりまして、今後の景気見通し、四月―六月、七月―九月、この前半の景気見通し、

中で、さらに金融機関の運用状況についての柳澤金融大臣の見通しについて、よろしくお願いいたします。

○柳澤国務大臣 金融機関、今度の三月末の決算、私のところには、まだ取りまとめということでは主要十六行ベースでしか上がっておりませんので、そのベースでお話をいたしますと、金融機関の本来の活動による稼ぎ、業務純益と申しますけれども、これは大体二〇数年と同じ傾向をたどっておりまして、三兆円ちょっと、三・三兆と

かという数字になっております。
これが、景気が悪くなつたらどうなるかというお話かと思っておりますけれども、私どもといたしましては、率直に言つて、利ざやとかそういうようなものも、それほど諸外国と比べていい成績でもない。ROEと申しますか、リターン・オン・エクイティ、そういう報酬の比率も、余り国際的にすぐれた成績を上げていないというふうなことがあります。実はもうちょっとつかうという金利収入を稼ぐこと、もちろん、かねて、そういう資産の運用による利益ではなくて、フィードバック、手数料収入と申しますけれども、そういったようなことにも注力をしまして、全体としてもう少し収益力というのを高めてもらいたい、こういうふうに基本的に考えているわけでございます。

ところが、他方、なかなか今度は利息を支払う方の状況が、今先生が御指摘になられたような経済状況の中で、はかばかしい成績を上げ得ないところが多いということになると、これがなかなか我々の方の願望が容易に実現されるというような状況になくなるわけですね。

そんなこともありまして、私も、不良債権の処理もする、それについても、追加の損失、つまり引き当て担保で保全しているもの以上のコストが追加的にかかるといふことも、これは否定できないところでございます。それらのコストを補うというふうなところのために、やはり客観的な経済状況というものも、それなりに、そうしたた

のを受け入れるだけの環境であつてもらいたいと率直に言つて思つておるわけでございます。

そういうふうなことから、私どもとしてはぜひ政府全体で、私どもの責任の一端を担つておるわけでございますけれども、余り今の状況で高い率の数字を申し上げるということもできかねますけれども、基本的にプラスの成長はしっかりと実現してらう、そういう気構えでもって経済の運営に当たつてほしいというふうに、率直に言つて考えているところでございます。

○阿部委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。議論の時間がございませぬので、また次回引き続き。どうもありがとうございます。
○山口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山口委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。
○佐々木憲昭委員 私は、日本共産党を代表して、特定融資枠契約法一部改正案に反対する討論を行います。

出資法並びに利息制限法のみなし利息規定を適用されることなく、通常の貸出金利に手数料を上乗せすることができると特定融資枠契約は、金融機関が貸し手としての立場の優位性を利用して、金融関係が貸し手としての立場の弱い借り手に対して手数料稼ぎなどを目的とした不当な契約を強要するおそれを持つております。
一昨年の特定融資枠契約法制定時に法律の適用対象を大企業に限定したのは、弱者保護の観点からであり、当時、法律の提出者は、今後の適用対象の拡大を念頭に置きつつ、弱者保護の手だてを検討することを明言してまいりました。ところが本法律案では、中堅企業に対象を拡大しようとする一方で、借り手保護策の検討は置き去りにされております。提出者は、中堅企業ならば金融機関と対等な立場で交渉できるとしていますが、貸し渋りの

横行の中で中堅企業もその被害を受けていたことに照らせば、その保証はありません。

その上、本法律案には、施行後二年をめどに検討を加えるとの条項が改めて盛り込まれており、引き続き中小企業への対象拡大に道を開いております。本法律案による中堅企業への対象拡大は、中小企業を含む近い将来のコミットメントライン契約の全面的な解禁に向けたステップの一つであり、認められませぬ。

コミットメントライン契約について、資金調達機動性の確保など企業側のメリットが強調されていますが、その恩恵を受けるのは、銀行と対等に交渉し得る財務基盤を持った一部の優良企業にとつては、金融機関主導の融資契約を強いられ、事実上の高金利を甘受せざるを得ないこととなりませぬ。今金融機関は、収益至上主義の経営姿勢を強めており、収益性を物差しとした貸出先の選別を強めております。コミットメントライン契約は、その中でもなり得るものです。

従来、銀行は、当座貸し越し約定に基づき企業の機動的な資金需要に対応してきましたが、貸し渋り姿勢のもとでそれを後退させてきました。コミットメントライン契約は、融資からも手数料収入を得ようというものであり、その拡大は、収益第一の経営方針をとる大手銀行の要求でもありません。我が党は、このような方向を推し進めることには賛成できません。

以上の理由から、本法律案には反対であること表明し、日本共産党を代表しての討論といたします。(拍手)
○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。
○山口委員長 これより採決に入ります。
特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律

特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二条に規定する株式会社を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 株式会社

二 資本の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三條の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四條第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）

四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律

（平成四年法律第七十七号）第二条第五項に規定する特定債権等譲渡業者（前二号に掲げる者を除く。）

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人

七 一連の行為として、次のイからハまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあつてはホに掲げるもの、有限会社にあつてはイ及びニに掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからハまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）

イ 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行、その債務の履行

ロ 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行、その債務の履行

ハ 資金の借入れ、その債務の履行

ニ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行、利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する出資の受入れ、利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ヘ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ、利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理由

企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。